



ベトナムの電子商取引法の概要

1. はじめに
2. 新法の概要
3. 終わりに

弁護士 萩原 亮太
弁護士(ベトナム資格) グエン・ティ・ホアイ・イエン
弁護士(ベトナム資格) グエン・ドゥク・ホア

本ニュースレターは東京共同会計事務所の2026年6月25日付け Vietnam Newsletter に寄稿したものです(https://www.tkao.com/column/column_vietnamnewsletter_2/)。

1. はじめに

ベトナムの電子商取引活動に関する法令としては、主として Decree No. 52/2013/ND-CP (Decree No. 08/2018/ND-CP, Decree No. 85/2021/ND-CP より修正補充、以下「現行法」といいます。)があるところ、昨今の電子商取引の拡大・複雑化等を踏まえ、上位法が必要である等の理由から、電子商取引法 (Law No. 122/2025/QH15、以下「新法」といいます。)が、2025年12月10日に制定され、新法は2026年7月1日より施行されます(新法第40条)。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2026

また、電子商取引法の施行により現行法が直ちに失効するわけではないものの、新法の施行細則議定の最新草案¹(以下、「最新草案」)では、施行細則議定の施行に伴い、現行法は失効することとされています(最新草案第 52 条第 2 項)。

現行法からの変更点は多岐に亘るところ、本稿では、紙面の許す限り、現行法からの変更点も踏まえつつ、新法の概要を簡単に上げます。

2. 新法の概要

(1) 適用範囲の拡大

現行法に比して新法では適用対象が以下のとおり変更されており、外国の組織及び個人との関係では、現行法で付されていた限定が付されなくなっている等、適用対象が拡大されています。

現行法第 2 条	新法第 2 条
本議定は、以下を含む、ベトナム領土上で電子商取引活動に参加する商人、組織及び個人に対し適用される： a) ベトナムの商人、組織及び個人 b) ベトナムに居住する外国人 c) ベトナムにおいて本議定第 4 章第 5 目に規定する電子商取引活動を有する外国の商人及び組織 ²	本法は、ベトナムにおける電子商取引活動に参加する国内及び外国の組織及び個人に対し適用される。

また、電子商取引活動の定義についても、以下のとおり、新法ではより包括的なものに変更されており、電子商取引活動に該当する活動が拡大されています。

現行法第 3 条第 1 号	新法第 3 条第 1 号
電子商取引活動とは、インターネット、移動通信ネットワーク、又はその他のオープンネットワークに接続された電子的手段により、商取引活動の過程の一部又は全部を実施することをいう。	電子商取引活動とは、電子環境上で、一部又は全部が実施される商取引活動をいう。

更に、現行法に比して新法では、適用対象外となる事業活動の範囲が縮小されており、これまで現行法の適用を受けてこなかったもの(例えば、保険サービス等)であっても、新法が適用されることになる点にも留意が必要といえます。

現行法第 1 条第 2 項	新法第 4 条第 2 項
専門法で規定済みの金融、銀行、信用、保険及び宝くじサービス、金銭、金、外貨及びその他の支払い手段の売買及び交換、賭博又は賞品付きゲームサービス、デジタル情報コンテンツ製品の配信及び発行サービス、並びに放送及びテレビサービスの分野における電子商取引活動は、本議定の調整範囲に属さない。	銀行サービス、決済仲介サービス、デジタルプラットフォーム上の証券経営サービス、物品取引所及びオンラインアプリケーションストアは、関連法令の規定に従って実施され、本法の規定に従って実施する必要はない。

¹ 本稿執筆時点の最新草案は、2026 年 4 月 13 日付草案であり、2026 年 4 月 17 日付で司法省が公開した、最新草案の審査決定書類から、最新草案の内容を確認することができます。

<https://moj.gov.vn/portal/tin-tuc/chi-tiet/hst-dt-n-cua-chinh-phu-guy-inh-chi-tiet-mot-so-ieu-cua-luat-thuong-mai-ien-tu-te3zqc68a4.html>

² 具体的には、ベトナムにおいて電子商取引サービス提供ウェブサイトを有する外国商人及び組織(本文 2(2)(a)参照)、ベトナムの電子商取引所上で物品を売買する外国商人及び組織を指します。

(2) ウェブサイト・プラットフォームに対する規制の変更等

(a) 現行法

まず、現行法では、「電子商取引ウェブサイト」(＝物品又はサービスの提示及び紹介から、契約締結、サービス提供、決済及びアフターサービスに至るまでの、物品売買又はサービス提供活動の過程の一部又は全部に資するために開設された電子情報ページ)(現行法第 3 条第 8 号)を大きく以下の 2 つに分類し、それぞれに異なる規制を及ぼしています。

I. 物品販売電子商取引ウェブサイト	自身の商取引の促進、物品販売又はサービス提供活動に資するために、商人、組織又は個人により開設された電子商取引ウェブサイト(現行法第 25 条第 1 項)
II. 電子商取引サービス提供ウェブサイト	他の商人、組織及び個人が商業活動を行うための環境を提供するために、商人又は組織により開設された電子商取引ウェブサイト ³ (現行法第 25 条第 2 項)。

この点、現行法では、外国の商人及び組織に対しては、例えば、電子商取引サービス提供ウェブサイト(上記 II)のうち、以下の何れかに該当するものを有する外国の商人及び組織を「ベトナムにおいて電子商取引サービス提供ウェブサイトを有する外国の商人及び組織」とした上で(現行法第 67a 条第 1 項)、当該外国の商人及び組織に対し、電子商取引活動登録並びにベトナムでの代表事務所の設置又は自身の委任代表者の指定義務を課す(現行法第 67a 条第 2 項)等しています。

- ベトナムのドメイン名(「.vn」)を使用しているもの
- ベトナム語を表示言語として有するもの、又は
- ベトナムから年間 10 万件以上の取引があるもの

(b) 新法

新法では、「電子商取引ウェブサイト」に代えて、「電子商取引プラットフォーム」(＝電子商取引活動を実施するために開設されたデジタルプラットフォーム)という用語を用いる形とし、これには以下の 4 つが含まれるとしたうえで(新法第 3 条第 2 号)、それぞれに異なる規制を及ぼす形としています。

①直接経営電子商取引プラットフォーム	直接、物品販売又はサービス提供をするために、組織及び個人により開設された電子商取引プラットフォーム(新法第 3 条第 3 号)。
②仲介電子商取引プラットフォーム	当該プラットフォーム上で、商取引の促進、物品販売又はサービス提供活動を実施するために、その他組織及び個人にアカウントを登録することを可能とする電子商取引プラットフォーム(新法第 3 条第 4 号)。
③電子商取引活動ソーシャルネットワーク	契約の締結及び電子商取引活動の実施を支援するために、オンライン連絡、オンライン注文又はライブストリーミング物品販売機能のうち少なくとも一つを統合したソーシャルネットワーク(新法第 3 条第 5 号)。
④統合電子商取引プラットフォーム	当該プラットフォーム上に、その他の電子商取引プラットフォームを統合することを可能とする電子商取引プラットフォーム(統合電子商取引プラットフォームに対し、電子商取引支援及びオンライン連絡サービスのみを提供するプラットフォームは含まない)(新法第 3 条第 6 号)。

³ 電子商取引サービス提供ウェブサイトには、(a)電子商取引取引所、(b)オンラインオークションウェブサイト、(c)オンラインプロモーションウェブサイト、及び(d) 商工省により規定されるその他各種ウェブサイトが含まれます(現行法第 25 条第 2 項)。

この点、新法では、外国の組織及び個人に対しては、まず、電子商取引プラットフォームのうち、(A)管理者⁴が、外国法令の規定に従って適法に活動する外国組織であり、(B) (a)ベトナム語を表示言語として選択できるメカニズムを有する、(b)ベトナムの国別ドメイン名「.vn」を使用している、又は(c)ベトナムにおける購入者との取引が閾値⁵に達しているもので、かつ、(C) オンライン注文機能⁶を有さない直接経営電子商取引プラットフォームではないものを、「ベトナムにおける電子商取引活動を有する外国電子商取引プラットフォーム」であるとし(新法第 27 条第 1 項)、このプラットフォームの管理者に管轄当局での登録義務を課しています(新法第 27 条第 6 項)⁷。

また、登録義務に加え、「ベトナムにおける電子商取引活動を有する外国電子商取引プラットフォーム」には、プラットフォームの類型等に応じて、概要、以下の規制が課されています。

- **直接経営電子商取引プラットフォーム(上記①)のうち、オンライン注文機能を有するもの⁸:**
 - ⇒ 法令に異なる規定がある場合を除き、ベトナム語を表示言語として選択する若しくはベトナムの国別ドメイン名「.vn」を使用する前又はベトナムにおける購入者との取引が閾値に達した後、委任によるベトナムにおける法人の指定が必要(新法第 27 条第 2 項)
- **仲介電子商取引プラットフォーム(上記②)・電子商取引活動ソーシャルネットワーク(上記③)うち、オンライン注文機能を有さないもの:**
 - ⇒ 法令に異なる規定がある場合を除き、ベトナム語を表示言語として選択する若しくはベトナムの国別ドメイン名「.vn」を使用する前、ベトナムにおける委任代表者の指定が必要で、かつ電子商取引プラットフォームの管理及び運営に関する条件を充足する必要がある(新法第 27 条第 3 項)
- **仲介電子商取引プラットフォーム(上記②)・電子商取引活動ソーシャルネットワーク(上記③)のうち、オンライン注文機能を有するもの、及び統合電子商取引プラットフォーム(上記④):**
 - ⇒ 法令に異なる規定がある場合を除き、ベトナム語を表示言語として選択する若しくはベトナムの国別ドメイン名「.vn」を使用する前又はベトナムにおける購入者との取引が閾値に達した後、ベトナムにおける法人の設立が必要(新法第 27 条第 4 項)。
 - ⇒ 但し、ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約が、法人設立を要求してはならないとする誓約を有する場合には、法人設立に代えて、(a) 委任によるベトナムにおける法人の指定、(b) 消費者保護等の義務履行を担保

⁴ 「電子商取引プラットフォーム管理者」とは、当該プラットフォーム上の活動の全てに対し、管理及び運営の権利を有し、並びに責任を負う、組織及び個人をいいます(新法第 3 条第 7 号)。

⁵ 最新草案では、閾値は、年間 10 万件以上の取引実績とされています(最新草案第 31 条第 1 項第 b 号、第 32 条第 1 項第 b 号)。但し、実際に制定される場合には、この最新草案とは内容が異なっている可能性がある点、ご注意ください。

⁶ 「オンライン注文機能」とは、当該プラットフォーム上で、電子契約の締結の実施を可能とする電子商取引プラットフォームの機能をいいます(新法第 3 条第 8 号)。

⁷ そのほか、当該プラットフォームの管理者は、電子商取引プラットフォームの形態に応じた責任やベトナムにおける電子商取引活動を有する外国電子商取引プラットフォーム上で外国売主を代表して、新法及び関連するその他の法令の規定に従って外国売主により供給された物品及びサービスに関する、買主のフィードバック、要求及び苦情を解決する責任を負わなければならないとされています(新法第 28 条第 1 項)。

⁸ なお、オンライン注文機能を有さないものについては、そもそも「ベトナムにおける電子商取引活動を有する外国電子商取引プラットフォーム」に該当しません(上記 2(2)(b)(C)参照)。

するための保証金の供託⁹、及び(c) 電子商取引プラットフォームの管理及び運営に関する条件を履行することで足りる(新法第 27 条第 5 項)。

どの類型に該当するかにより対応事項が異なるほか、上記の法人や委任代表者は一定の責任等を負うことになっているところ¹⁰¹¹、そのような法人や委任代表者を確保できるのか等の問題も考えられることからすると、早めに対応等を進めておくのが安全と思われる。

3. 終わりに

上記 2 で言及した内容に加えて、新法では、ライブストリーミング販売やアフィリエイトマーケティング活動に関する規定が新設(新法第 22 条ないし第 26 条)されている等、多数の留意すべき点があります。また、施行後は、暫く運用が流動的である可能性があることを踏まえると、皆様がベトナムに進出し事業運営するにあたっては、今後の動向には引き続き注視するのが望ましいと思われます。

⁹ 最新草案では、保証金は、200 億ベトナムドン以上とされています(最新草案第 34 条第 2 項第 b 号等)。但し、実際に制定される場合には、この最新草案とは内容が異なっている可能性がある点、ご留意ください。

¹⁰ 委任によるベトナムにおける法人は、プラットフォームの類型等に応じて、以下の責任を履行するための委任を受けていなければならないとされ(新法第 30 条第 1 項、第 31 条第 1 項)、また、所轄国家機関に対し、(i)所轄国家機関の要求に従って、法令違反行為の紛争解決、苦情、調査、処理を実施すること、(ii)電子商取引活動管理システムを通じて、又は所轄国家機関の要求に従って、定期的なオンライン報告を実施する責任を負うとされています(新法第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項)。

・直接経営電子商取引プラットフォーム(上記①)、仲介電子商取引プラットフォーム(上記②)・電子商取引活動ソーシャルネットワーク(上記③)のうち、オンライン注文機能を有するもの

- 所轄国家機関に対する電子商取引活動に関する法的手続を実施すること
- 法令違反行為に関する検査、精査及び発見時又はフィードバック受領時の適時の処理をすること、並びに政府の規定に従い、所轄国家機関の要求受領時点からの、法令違反物品及びサービスに関する情報の削除をすること
- ベトナムの買主の物品及びサービスに関するフィードバック、要求及び苦情を共同して解決すること
- プラットフォーム上で通知、公開、掲示、広告、紹介、締結及び誓約された内容どおりでない、売主が供給した物品の情報を接受し、共同して処理すること
- 消費者権利保護に関する法令の規定に従って物品に欠陥が発見された場合、プラットフォーム管理者に対し、プラットフォーム上で情報の公開、買主に対する直接の通知及び物品改修の共同実施を要求すること。責任の確定、欠陥のある物品の処理及び損害賠償は、民事及び消費者権利保護に関する法令の規定に従って実施される。
- 新法に規定するプラットフォーム管理者の責任、データ、サイバーセキュリティ、製品・物品品質、広告及び消費者権利保護に関する法令の規定並びに関連するその他法令の規定を実施すること。

・統合電子商取引プラットフォーム(上記④)

- 所轄国家機関に対する電子商取引活動に関する法的手続を実施すること
- 法令の規定に従った個人データの越境移転、処理及び保護に関する遵守措置を講じること
- データ及びサイバーセキュリティに関する法令の規定並びに関連するその他法令の規定に従った責任を履行すること。

¹¹ ベトナムにおける委任代表者は、(a)所轄国家機関に対する電子商取引プラットフォームに関する法的手続を実施するための委任を受けなければならないこと、(b) 所轄国家機関の要求に従って、法令違反行為の紛争解決、苦情、調査及び処理を実施すること、(ii)電子商取引活動管理システムを通じて、又は所轄国家機関の要求に従って、定期的なオンライン報告を実施する責任を負うとされています(新法第 29 条)。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2026